

令和 7 年度法務省委託人権に関するシンポジウムの事前広報の詳細

1 広報内容

- (1) 広報の方法はバナー広告とし、次のア及びイで挙げる媒体を使用する。
バナー画像のクリック数はより多いことが望ましいが、少なくとも各シンポジウム以下の回数を満たすこと。
 - ア ハンセン病問題に関するシンポジウム
X 15,000 クリック以上
Instagram 5,000 クリック以上
 - イ 共生社会と人権に関するシンポジウム
GoogleDisplayNetwork 20,000 クリック以上
- (2) バナー広告で掲載する画像は、新規に企画・制作すること。
- (3) GoogleDisplayNetwork の実施に当たっては、当センターから提供するホワイトリストを基に、指定したサイトに配信するとともに、下記の層を例に一定の層に周知するターゲティング広告を実施すること(ターゲットとする層は3項目以内とする。)。なお、広告配信期間を通じて、誘導状況进行分析しながら、当センターと協議し、ターゲティングの変更、絞り込み等、継続的に改善を図ること。
 - ア 人権・社会問題・シンポジウム関連のキーワードを検索・サイトを閲覧していた人
 - イ ビジネス・社会情勢関連のキーワードを検索・サイトを閲覧していた人
 - ウ その他

※ 掲出においては当センターと協議の上、効果的・効率的な配信運用に努めること。

2 広報期間

- (1) ハンセン病問題に関するシンポジウム
令和 7 年 7 月 12 日(土)～7 月 26 日(土)
※ 開催日：令和 7 年 7 月 26 日(土)
対象：国民全般(ただし、メインターゲットは中学生)
- (2) 共生社会と人権に関するシンポジウム
令和 8 年 1 月中旬～2 月上旬
※ 開催日：令和 8 年 2 月上旬
対象：国民全般
※ 開催日の 2 週間前から広報を実施し、1 週間前から表示回数を増加させること。